

第 6232 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 4日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続により取得した資産の取得費

Q : 相続により取得した資産を譲渡しましたが、この資産の取得費は、どのようになりますか？

A : 被相続人の取得費を引き継ぐとともに、登記費用や名義書換手数料などがあるときは、これに加算します。

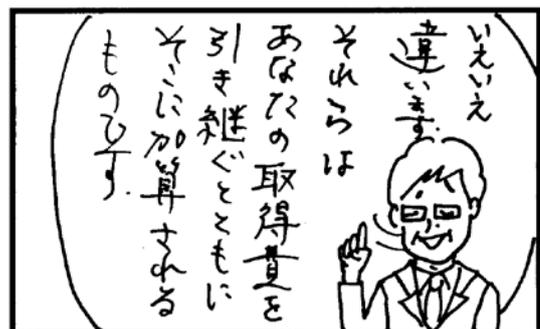
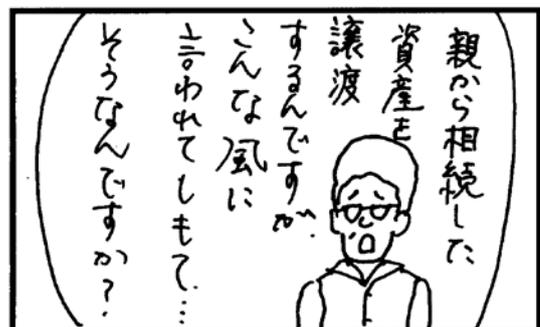
【解説】

不動産やゴルフ会員権を譲渡した場合の譲渡所得の計算は、資産の譲渡価額から取得費と譲渡費用を差し引いて行いますが、資産を相続や贈与によって取得しているときは、取得費は被相続人や贈与者から取得者に引き継ぐとともに、その取得時期も引き継ぐこととなっています。

つまり、取得費は、被相続人や贈与者の購入代金や購入手数料をそのまま引き継いで計算することになるわけです。

ところで、相続や贈与で取得した不動産の登記費用や名義書換手数料はどのように取り扱われるかですが、これらについては、取得費に含めることとされていますので、これらの費用があるときは、取得費に加算して計算することとなります。

なお、こうした取得費の対象になるものには、その他に不動産取得税や株式の名義書換料、特許権などの権利についての登録費用などがあります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】